

日薬連発第 594 号

2025 年 9 月 12 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【周知】最低賃金の引上げに関する支援の拡充について（連絡・依頼）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり周知依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願います。

【「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文】

最低賃金の引上げに関する支援の拡充につきましてお知らせがあり、ご連絡しております。

お手数お掛けいたしますが、貴団体におかれましては、本周知文を各傘下団体・企業様に周知いただきますようお願いいたします。

また、参考にご下記周知文の word 版もお送りいたします。

令和7年9月5日までに、最低賃金について、全ての都道府県の地方最低賃金審議会
で答申が取りまとめられました。

それらの結果、先月中央最低賃金審議会で取りまとめた目安6.0%を大幅に上回る6.3%、引上げ額は過去最大の 66 円となり、全国加重平均は 1,121 円となりました。

その上で、9月5日、石破内閣総理大臣からは、賃上げに努力いただいている中小企業・小規模事業者の皆様にしめ細かい支援を行うべく、各業界の所管省庁が一体となり、周知広報を徹底するとともに、国民の皆様の安心に向けた賃上げの環境整備に今後とも最大限努力する旨、ご発言がありました。

最低賃金の引上げへの対応については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(いずれも令和7年6月13日閣議決定)に基づき、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の中で、価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M&Aを通じた経営基盤の強化などの施策を総動員することとしています。今般は、その一環として、生産性向上の支援策を強化します。

具体的には、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置を講じることとします。

- [業務改善助成金\(厚生労働省\)](#)
- [ものづくり補助金\(経済産業省\)](#)
- [IT 導入補助金\(経済産業省\)](#)
- [中小企業省力化投資補助金\(一般型\)\(経済産業省\)](#)

詳細は、以下資料をご参照ください。

[「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充](#)

なお、全国の中小企業・小規模事業者に、これらの支援策を活用していただけるよう、全国的な普及広報の取組を強化するとともに、働き方改革推進支援センターやよろず支援拠点、中小企業関係団体等を通じて、きめ細かい相談、助言等の対応を実施します。

なお、助成金及び補助金に関する質問については、各リーフレットに記載の連絡先までお問合せいただけますと幸いです。